

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター（東松山駐在）内の項中「、嵐山町」を削る。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。